

## 令和8年度 豊田市居住支援協議会事業計画

令和8年度においては、部会の継続及び重層的支援体制による個別対応を基礎基本としながら、構成員の知識向上並びに構成員同士の連携を意識した事業を実施する。

### 1 総会等

#### (1) 総会

会則のとおり総会を1回開催する。

また、必要に応じて臨時総会を開催する。

#### (2) 部会

令和7年度において組織した部会により、引き続き協議を行うものとする。なお、部会にて作成する資料について部会構成員以外の構成員にも協力を依頼していく予定。

令和8年度においては新たに組織しない。ただし、新たな部会の組織が必要であるとされる場合には、臨時総会に諮るものとする。

#### (3) 調整会議

本協議会の運営及び豊田市における課題の抽出を目的として、各構成員の担当者を招集し調整会議を必要に応じ実施する。

### 2 実施事業

#### (1) 研修会

構成員の居住支援に係る知識向上を促進するため、研修会を実施する。

研修会は、構成員から募ったテーマ又は豊田市における課題から居住支援に係るテーマを選定し、構成員又は外部有識者を講師として実施する。

#### (2) 意見交換会

構成員の居住支援に係る知識を深めるため、意見交換会を実施する。

意見交換会は、研修会と同様にテーマ等を選定し実施する。

#### (3) 構成員の各窓口による対応

構成員の各窓口にて、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人からの相談を受け付ける。

相談を受け付けた構成員は、豊田市ホームページ掲載の「居住支援に関する情報」ページから情報を収集し対応するとともに、相談内容の対応が可能な構成員を案内し、解決を図るものとする。

#### (4) ホームページによる情報提供

豊田市ホームページへ掲載した「居住支援に関する情報」ページを通じて、市民への周知を図りながら、構成員の窓口業務の補助的役割を担う。